

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 役務の提供を受ける契約で毎年継続して役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。